

別記様式第4号 議事録

令和3年3月22日公表

令和2年度 第2回東京支社入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和3年2月26日(金) 東京支社	
出席委員 (敬称略。委員については、50音順。)	委員長：飯田 直久(弁護士) 委員：井上 徹(横浜国立大学国際社会科学研究科教授) 依田 照彦(元 早稲田大学理工学術院社会環境工学科教授) 岡田 正則(早稲田大学大学院法務研究科教授) 長田 敦(弁護士)	
審議対象期間	令和元年11月1日～令和2年6月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
工事(一般競争入札)	2件	
工事(指名競争入札・ 見積競争)	1件	
工事(特命契約)	1件	
調査等(公募型競争入札)	1件	
委員からの意見・質問、それ に対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申又は 勧告の内容	今回の審議案件について、特に問題なく妥当と判断する。 以下について委員会から申し上げたい。 入札不調について数値上では改善している傾向はみられるものの、オリンピック関係の影響が減った事や新型コロナウイルス感染症の発生など外的要因の影響による部分も否定はできないことから、引き続き状況を注視しながら対策を続けていただきたい。 新型コロナウイルス感染症対策として、当委員会でも teams を活用しリモート会議による委員会開催を行っているところだが、システムの活用方法について、例えば全委員がリモート参加の場合には、委員会意見のとりまとめにプライベートチャンネルを使用できるよう設定するなど、集合開催する委員会と同等レベルの状況になるよう今後会議環境を検討して欲しい。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果の報告	
意見・質問	回答
① 2020 年度の入札不調がパーセンテージで見ても 2018 年度、2019 年度に比べて減少して来ているのは、対策が順調に進捗している結果と考えて良いのか。	① 2020 年度の入札不調発生率については、2018 年度から比べて減少していますが、2020 年度の発生率は半期分のデータを元に算出した数字となっているため、年度を通した数字を見たうえで、その要因等について分析したいと考えています。

2. 入札及び契約に係る談合等不正行為等の疑義事案の報告	
意見・質問	回答
特になし	

3. 抽出案件の審議	
(1) 工事(一般競争入札)	
工事名: 東名高速道路 日本坂トンネル遠方監視制御設備更新工事	
<p>① 総合評価落札方式の技術提案評価型として、技術評価点の合計が低いように思われる。 この評価結果について何か特別な理由があるのか。</p> <p>② 設計額と入札価格において乖離の大きかった機器製作費の調査方法の具体的な手法について教えてほしい。 また、資料には「機器納入予定業者が当初想定した機器製作費では落札できないと考えたことから機器製作費を見直した」とあるが、これはどのような方法で確認を行ったのか。 何か書面で確認するのか。</p> <p>③ 調査結果で得られた機器製作費を以後の工事発注の積算時に活用することはあるのか。</p> <p>④ 技術評価の各項目の配点は、全て 10 点なのか。</p>	<p>① 応募者からの技術提案内容を厳正に審査しましたが、工夫された提案内容が少なく、結果として加点評価が得られなかったため当該点数となったものであり、特別な理由はありません。</p> <p>② 社内規程に基づき、最低価格入札者から所定の様式で入札価格の内訳等を提出してもらい、その内容に沿ってヒアリングを行い確認しました。</p> <p>③ 基本的に工事発注の都度、工事条件に合った機器製作費の参考見積を徴収するため、それを以降の積算時に引き続き活用することはしておりません。 ただし、類似条件の機器製作がある場合に、金額について妥当性の確認などの参考として活用する場合はあります。</p> <p>④ 工事目的物の品質管理に関する事項など一部で 20 点としている項目がありますが、それ以外の項目は 10 点です。 なお、全項目あわせて 100 点満点となります。</p>

(2) 工事(一般競争入札)

工事名:東名高速道路 浜松管内支承補修工事

- | | |
|---|---|
| <p>① 外注経費が落札率を上げているように思われますが、このような補修工事では外注費が多いのは一般的なのでしょうか。</p> <p>② 公募の者に対する競争参加資格の確認に際して、特徴的な事象はあるか。</p> <p>③ 委員会資料にある確認協議記録書では、技術管理費が高額となっている理由について、特殊な工種であるためという説明のみだが、これで十分なのか。</p> <p>④ 工事現場が散在している時にはどのような順番で工事を進めるのか。</p> | <p>① 今回の工事内容で指定している支承補修方法をもって行う工事は数が少なく、経験がある協力会社が限られていた事により外注費が高くなった可能性は考えられます。</p> <p>また、今回の工事は施工箇所が小規模かつ点在しており、工種的に人海戦術となる内容であることも要因の一つになったと考えます。</p> <p>そのため、補修工事全体が一般的に外注費が高くなるというより、今回の工事内容が特殊だったと考えます。</p> <p>② 公募併用型指名競争入札において、公募者に対する競争参加資格確認は、公募者が落札者となった場合に行われますが、まだ事例が少ない事もあり、特に特徴的と考える事象はございません。</p> <p>③ 諸経費については、最終契約変更時に監督員と受注者にて協議して諸経費の変更額を定めます。</p> <p>確認協議の対象項目については工事施工中に人員配置状況や協力業者に対する支払い状況などが受注者の説明した積算内容と一致しているか施工確認を行います。</p> <p>④ 工事施工箇所の状況や、計画しているパーティー数にもよりますが、順番に入るケースもあれば、複数箇所が同時進行するケースもあるため、個々の工事条件により変わります。</p> |
|---|---|

(3) 工事(指名(見積)競争入札)

工事名:東名高速道路(特定更新等) 畑沢橋鋼橋補強工事

- | | |
|--|---|
| <p>① 応札者が低入札となる価格でも施工可能であったのは、近隣事務所管内で同様の工事が稼働しており、バックアップ体制が整っていたことが大きかったという理解でよいか。</p> <p>② 指名型見積協議方式を採用した場合の要件について、入札不調が事業の計画的な実施に重大な支障となるという要件は不要か。
また、指名業者の選定基準について、委員会資料では4つの基準による選定がされた事が確認できるが、この基準に重要度合の違いはあるのか。</p> <p>③ 一般競争入札による参加表明がなかったのに、その後の指名競争入札による手続きでは、低入札価格調査が必要な応札になった要因はなにか。</p> | <p>① 本工事の近傍に伊勢原(保)管内の稼働工事があり、バックアップ体制が整っている事で現場管理費及び共通仮設費の低減が図れると考えられますので、その影響は大きかったと考えます。</p> <p>② ご意見いただいた要件については、一般競争入札における要件として、過去の「指名型見積協議方式」による契約手続きをもって契約した実績を求め、企業に係る評価項目に「NEXCO 中日本への貢献度」という形で追加する事としております。
選考基準は本契約方式で行う指名業者へのヒアリングの過去実績を踏まえ、工事が実施できる者を選定する基準であり、重要度合の違いはありません。</p> <p>③ 手続きの時期やタイミングなどによるもので、今回採用している指名型見積協議方式自体が要因となって低入札となったものではないと考えています。</p> |
|--|---|

(4) 工事(特命契約)	
工事名: 中部横断自動車道 吉沢地区のり面災害復旧工事	
<p>① 防災協定を締結している業者について、廃業した者が登録されたままにならないよう、情報の更新は行っているのか、また更新しているのであればその頻度はどの程度か。 また、防災協定の中には、資材の確保状況について何か記載はあるのか。</p> <p>② 災害規模や復旧内容の把握の難しさから、金額を固定化せず、金額の範囲を提示した見積方法という考えはどうか。</p> <p>③ 当初工事に瑕疵はなかったという事によるしいか。</p>	<p>① 防災協定の業者情報は、新たな業者と防災協定を締結する毎に更新を行っています。 また、防災協定を締結した業者については、保有する資機材等を記載した計画書を年に1度当社に提出してもらい、情報の更新を行っています。</p> <p>② 防災型発注方式では、見積価格の算出に必要な発注図書を公布し、必要に応じて現場説明会を実施し見積合わせを行います。開札後に見積金額の内訳についてヒアリングを実施し、見積価格の妥当性を確認するため、ご質問の金額の固定化と同義となる契約制限価格の設定はしていません。</p> <p>③ 現地の変状が確認された際に当該箇所施工業者に対して瑕疵調査を指示しており、その結果から瑕疵が無い事を確認した上で復旧工事の発注手続きを進めたものです。</p>

(5) 調査等(指名競争入札)	
調査等名: 東京外かく環状道路 大蔵地区環境検討業務	
<p>① 調査等の案件に極端な低入札が見られるが、これについては何か要因が考えられるか。</p>	<p>① コンサル業務については、一般管理費において本件のような自社の独自ノウハウによる削減が可能なため、弊社設計額との乖離は致し方ないと考えていますが、低入札調査において、適切に業務が完了できる者である事を都度確認し契約しているため、入札価格自体には問題無いと考えております。</p>